

システム・情報・シミュレーション部会 旅費規程

平成 23 年 2 月 8 日 施行

(目的)

第 1 条 化学工学会システム・情報・シミュレーション部会(以下「SIS 部会」という)が行なう事業等のための旅費、日当等の支給に関して定める。

(適用)

第 2 条 1. 旅費、日当及び宿泊費の支給は、原則として SIS 部会学側役員に限る。但し、状況により産側役員に支給できるものとする。
2. 前項の規定に係わらず、招待講演、特別講演及び講演会等の講師の旅費及び宿泊費の支給の可否については、実行組織で決定する。

(近地旅費)

第 3 条 1. 行事開催所在地の最寄駅から勤務地最寄駅までの片道距離が 50 km 以内の場合の近地旅費については別表1に定める旅費を支給する。
2. 近地の場合は特急及び新幹線の利用は認めない。

(遠地旅費)

第 4 条 1. 行事開催所在地の最寄駅から勤務地最寄駅までの片道距離が 50 km を超える場合の遠地旅費については実費を支給する。
2. 遠地の場合は特急及び新幹線の利用を認め、又 600 km を超える場合は航空機の利用を認める。
3. 前項の場合の運賃は普通運賃を上限とし、グリーン等は認めない。

(日当)

第 5 条 日当は支給しない。

(宿泊費)

第 6 条 宿泊を伴う場合は、役員は1泊当り 11,000 円の宿泊費を支給する。
但し、日帰りであっても所在地(新幹線、空港)の出発が 7 時以前又は帰着が 23 時以降の場合は、宿泊費を支給できるものとする。

(海外旅費)

第 7 条 SIS 部会より役員が海外出張を行う必要がある場合、SIS 部会幹事会で審議の上、化学工学会旅費規程に準じ、支給できるものとする。

(規程の変更)

第 8 条 本規程の変更は、SIS 部会幹事会の承認を得て行う。

別表1

	開催地／勤務地間距離	
	～25 km	～50 km
片道旅費(円)	1,000 円	1,500 円

附則 平成 23 年 2 月 7 日 幹事会承認・制定